中村一子

わたしは請願第37号から第44号、そして第36号の賛成の立場で討論します。

まず、ボートピアに関しては、ここ最近日本各地で問題が発生しています。ボートピアの設置、ボートピアを建設するといった話が続々出てきています。そして、先ほど角井議員がおっしゃったように、近代的なボートピアが続々生まれています。これはどうしてでしょうか。

ボートピアは今、競艇場のレースの売り上げがどんどん落ちてきています。ボートピアを経営する立場の人間としては、何とか売り上げを上げていきたい。だから、住宅地にも、大阪駅から歩いて10分で行けるような場所にも、新しいボートピアをどんどん作っているのです。

そうなるとどうなるでしょうか。

確かにギャンブルはボートピアだけではありません。パチンコ店もある。競馬もあるし宝くじもある。ボートピアだけがギャンブルではない。しかしながら、今、わたしたちの目の前に好むと好まざるとに関わらず、ギャンブル場ボートピアの建設計画がある。このことに対して不安を持つ住民がいるのは当然のことだと思います。

ボートピアとは何か、住民が知ったのはいつだったのでしょうか。住民にボートピアがギャンブル場であるということを知らされていない、そのような状況の中で、ボートピア誘致請願を議会が認めた。

議会が決めたのだから、住民は文句を言うな、議会で決めたことを真摯に受け止めそれに従うべきだと、そのようにボートピア賛成の方はおっしゃっているように聞こえます。しかし住民の気持、少なくともボートピアに不安を抱いている人間に前もって説明会もしない。ボートピアがギャンブル場であることすら認識していない町民もいます。

わたしたちは、ボートピアとは何かを知ることにより、こんなものは要らないという気持を強めています。

このボートピアの問題は、津幡町だけの問題ではありません。わたしは、ボートピアは津幡町にもいらないし、石川県にもいらない、北陸三県にも要らない、日本にもいらないと思う。ボートピアに反対、あるいは不安に思う住民側からの請願に対し、それこそ議会が真摯に受け止めて、これらの請願をどのように採択するかを、一人一人の議員が考えなければいけないと思います。

たとえば住民投票条例の制定を求める請願。

署名によって、有権者の過半数がボートピア反対の意思を表しています。すくなくとも半分以上 はなんらかの形でボートピアに不安を持っている。これは、町を二分するようなことになってい ると思います。住民はそこまで追い込まれている。住民投票条例の制定の請願の意味するところ は、ボートピアに賛成する方向に動くばっかりの町や議会に対する不信感でもある。

この請願は住民自治の原則に基づいて出てきたと思います。

舟橋地区の同意の取り方に、疑義があります。本当に地元の住民が説明会を受けて、その結果、 住民たちが考え議論し、そして採択された結果なのか。そういうことを問題にしています。

過半数の委任状によって、ボートピア誘致賛成多数とされています。しかしその委任状がどのようにして集められたのか、その委任状の中身は何だったのか。そのことについて知っていらっしゃる方はいらっしゃいますか。私は知りません。知らないのです。委任状の中身もわからない、そういったものが通用する、地元の意見として通用するということに対して、わたしは、これは疑義が生じているといっていいと思うのです。

住民が、ボートピアに関する説明会の開催を求める。これは当たり前のことです。

わたしがとても心配していることのひとつに、身近にボートピアができれば、今まで賭け事やギャンブルに興味が無かった人間も、いつのまにか知らず知らずの内にギャンブルに関わっていくそういう環境が生まれる、生まれつつあるということです。それが大人だけではなく、子どものころからそういうものを目にし、そういう家族に触れ、ギャンブルというものがどんどんわたしたちの生活に入り込んでくる。このようなことは、子どもの教育に対して悪影響が無いといえるのでしょうか。

プールを作り、キッズ・ルームを作り、そこに子どもを預けてギャンブルをすることができる。 こんないいところはないという意見もあります。しかし、本当にボートピアは、いいところなの ですか。

真に住民自治というものを、これらのたくさんの請願によって、実現されることを望むものであります。本当に話し合うということはどういうことなのか。その結果生まれてくる結論、それがよりよいものであって欲しいと思います。そういった理由で、わたしはこの場に立って意見を言いました。